電話 096-381-0110 内線 2242 · 2243

- 5 入札手続
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 16 年 10 月 29 日から平成 16 年 11 月 24 日までの日(県の休日を除く。)の午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - アー日時

平成 16 年 11 月 25 日 (木曜) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

熊本県警察本部 10 階多目的ホール C

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成 16 年 11 月 24 日(水曜)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

- (6) 契約書の締結
 - ア 契約書作成の要否 要する。
 - イ 契約の締結期限

落札決定の日から14日以内とする。

- ウ 落札者からの契約締結の申し出期限 落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を

提出したとき。 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局公舎貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16 年 10 月 29 日

熊本県公営企業管理者 永 田 昭

熊本県企業局公舎貸与規程の一部を改正する規程

熊本県企業局公舎貸与規程(昭和39年電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改 正する。

市房発電所に勤務する者に貸与する職員合宿舎

公舎番号 公舎の所在地 延面積(倉庫を含む。) 合宿第二号 熊本県球磨郡湯前町塩利 565.28m²

別表中

緑川発電所に勤務する者に貸与する職員合宿舎

公舎番号 公舎の所在地 延面積(倉庫を含む。) 合宿第三号 熊本県下益城郡砥用町石野字明無瀬 410.23m²

⁷ 5 市房発電所に勤務する者に貸与する職員合宿舎 削除

緑川発電所に勤務する者に貸与する職員合宿舎

に改める。

三

(通信所) 熊本県熊本市水前寺六丁 熊本県企業局内

を

公舎番号	公舎の所在地	延面積(倉庫を含む。)
合宿第三号	熊本県下益城郡美里町石野字明無瀬	410.23 m ²

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第5号

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成 16 年 10 月 29 日

熊本県公営企業管理者 永 田 昭 熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程

熊本県企業局無線管理規程(昭和56年熊本県公営企業管理規程第1号)の一部を次のよ うに改正する。

Г													
別表中	" "		けん	けんでんふなつ			(送受信所) 熊本県下益城郡砥用町涌井字折立						
77.2								(通信所) 船津ダム見張所内					
	"	,	"	れいたいばしけいほう					熊本県下益城郡砥用町大字清水字鍵の戸				
	" "			< 1	くわづるけいほう				熊本県下益城郡砥用町大字豊富字桑鶴				
	" "			ふ<	ふくらけいほう			熊本県下益城郡砥用町大字豊富字福良					
	" "		はき	はきあいけいほう			熊本県下益城郡砥用町大字豊富字霍						
	" "		"	けんでんふなつ			(送受信	所及び通信	所)熊本県下益城郡美里町				
											船津ダム見張所内		
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		,	" "		れいたいばしけいほう			熊本県下益城郡美里町清水字鍵の戸					
			"		<:	わづる	けいほう	熊本県下益城郡美里町豊富字桑鶴					
	"			"	ふ	くらけ	いほう	熊本県下益城郡美里町豊富字福良					
		"	"	はきあいけいほう			熊本県下益城郡美里町豊富字霍						
涌井字折立				' 基地	基地局		けんでんふな		つ	つ (送受信所)熊本県下益城郡			
										(通信所)	船津ダム見張所内		
		に、								(通信所)	熊本県下益城郡砥用町柏		
											緑川第一発電所内		
						1				() - (-)	66 t 10 66 t t 1 1 1 1 t 1 1		

14 平成16年10月29日	金曜	熊	本	県	公	報	第11187号		
							(通信所) 熊本県熊本市水前寺六丁 発電総合管理所内		
	移動	局 "	けん	でんふ	なつ 11		熊本県内 (常置場所)熊本県下益城郡砥用町 (通信所)船津ダム見張所内		
涌井字折立	٢	基地局	"	けん゛	でんふな	つ	(送受信所及び通信所) 熊本		
川字東明無瀬							船津 (通信所) 熊本県下益城郡美		
目 18 番 1 号	を						緑川第一発電所内 (通信所) 熊本県熊本市水前 熊本県企業局内		
目 48 番 40 号	€						(通信所) 熊本県熊本市水前 発電総合管理所内		
涌井字折立		移動局	動局 "		けんでんふなこ		熊本県内 (常置場所及び通信所) 熊本		
県下益城郡美里町涌井等 ダム見張所内 里町柏川字東明無瀬 寺六丁目 18 番 1 号 寺六丁目 48 番 40 号	に改	める。							
県下益城郡美里町涌井 船津ダム見 附 則 この規程は、平成16	長所内	」 月1日:	から旅	直行す	る。				
熊本県公営企業管理規 船津ダム操作規程の 平成 16 年 10 月 29 船津ダム操作規 船津ダム操作規程(おきなる。	一部を 日 程の一	改正す部を改	り 正する	紫本県 る規程	公営企	業管	める。 理規程 永 田 昭 三 33号)の一部を次のように改正		
	T Table	低用町長				砥	用町役場総務課		
別表第1の(一)の項					_	業局工務課			
		*************************************					電総合管理所		
[Verner		1 26		-1					
美里町長	-tx		里町総		Z& ⊐m		17 (-) 0754		
を 熊本県公営企業管理 熊木県公業長発雲総				業局工務課業局発電総合管理所		5.1111 5.1	に、(二)の項中		
熊本県企業局発電総	口目理》	リズ 馬	平宗征	未何光	电松石管	3 生川			
「 九州地方整備局長		熊	本工事	事務所	河川管理	里課	果		
	九州電力機甲佐発電所長			管理所		/1*			
[
九州地方整備局長		熊	本河川	国道事	務所河川	管理	!課 に改める。		
九州電力株式会社熊	本電力	折長 熊	本電力	所土木	課ダム約	総合管	理室		
		1							